

## 新規「自死遺族支援事業」について 自死遺族支援事業に関する調査と報告会開催の提案

NPO 法人 全国自死遺族総合支援センター

杉本 脩子

顧みられることの少なかった遺族支援でしたが、自殺対策基本法施行以降、その必要性への理解は広まりつつあります。

昨年度は、内閣府による「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」としての研修会が全国10か所で開催され、そのうち5回の研修を当センターが担当させていただきました。また、年度末には「自死遺族のための分かち合いの会を運営している民間団体等のための講習会及び意見交換会」が、内閣府により東京で開催され、多くの関係者が集まりました。いずれも国として初めての遺族支援に関する事業であったと思います。

現在は遺族支援の黎明期であり、先行して取り組んできた民間団体、新たに立ち上がった団体、民間だけの活動、行政が主導の取組、官民協力しながらの取組、当事者である遺族の方たちによる遺族のみの活動、あるいは遺族と行政を含む様々な立場の人と連携しながらの活動、自殺防止活動を視野に入れた取組、防止活動とは線を引いている活動など、地域の状況や関わる立場や考え方から様々な試みが展開されています。しかしながら、どこでどのような事業が行われているのか、実態の把握はなかなか難しい状況です。

遺族支援全体としては、まだまだ量的に十分とは言えませんから、引き続き新規の立ち上げ支援は必要です。また、すでに活動している団体も、継続していくためには絶えず事業のふりかえりを行い、質的向上をはかることが大切で、そのための支援事業も必要になってきます。

そこで、全国各地で展開されている自死遺族支援事業に関する調査と報告会の開催を提案いたします。

対象 : 自死遺族支援事業を実施している団体

目的 : 1) 全国各地の自死遺族支援事業の現状を把握し、正確な情報の提供を行う

2) 実情を把握し、支援の拡充のために何が必要か検討する(国)

3) 他団体の事業から互いに学び合う機会とし、支援の質の向上に役立たせる

(民間団体、行政関係者)

4) 互いを知り合い、必要に応じ連携をとりやすくなる(民間団体、行政関係者)

方法 : 1) 都道府県の自殺対策担当部署や民間団体などを通して、全国で自死遺族支援事業を行っている団体の情報を収集する

2) 各団体に自死遺族支援事業実施状況について、アンケート調査を行い、基礎的な情報を収集する

3) アンケート調査結果から、10~12団体程度1団体につき20~25分間程度、発表する報告会を開催する。発表しない団体もすべて「パネル展示」への参加などを通して取組についての発表を可能にする。

4) 報告会の内容をまとめて、一般にも広く公表、HP等でも閲覧できるようにする。

以上